

国空予管第61-2号
平成23年4月21日

各地方航空局次長 へ

航空局監理部
予算・管財室長

東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について

標記について、大臣官房会計課契約制度管理室長から別添のとおり通知があったので、遺漏なきよう措置されたい。

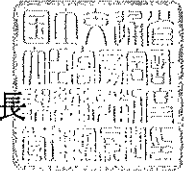
なお、貴管下関係機関に対しても周知されたい。



国会契第6号
平成23年4月21日

航空局監理部総務課管財補給管理室長 殿

大臣官房会計課
契約制度管理室長



東日本大震災に伴う国の公共工事の前金払の特例について

東日本大震災の被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、被災地域における公共工事（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年6月12日法律第184号）第2条第1項に規定される公共工事[※]。以下同じ。）の前金払の特例を設けることについては、別途「公共工事の代価の前金払の特例について」（国官会第243・244号）及び「公共工事の代価の中間前金払の特例について」（国官会第245・246号）において財務大臣との協議が整った旨通知されたところであるので、貴部局においても当該通知に従い、下記の事項に留意の上、適切に制度の運用を図られたい。

注）工事並びに設計・調査、測量及び機械類の製造をいう。

記

特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

- (1) 平成23年4月22日から平成24年3月31日までに、新たに請負契約を締結した公共工事
- (2) 平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新たに請負契約を締結した公共工事であって、平成23年4月22日から平成24年3月31日までに変更契約を締結したもの

※施工される区域が災害救助法適用市町村の区域（東京都の区域を除く。）とそれ以外の区域にまたがる公共工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。